

中学生対象 活用手引書



- 発行: 佐賀県 平成24年3月
- 製作: 佐賀県立男女共同参画センター
- 企画・協力: 男女共同参画啓発用資材作成委員会

問い合わせ先: 佐賀県立男女共同参画センター
〒840-0815 佐賀市天神3丁目2-11
TEL 0952-26-0011
FAX 0952-25-5591
E-mail danjo@avance.or.jp

人権としての男女共同参画を考えよう(P2～3)



【ねらい】

- ①人権について理解を深める。
- ②人権を大切に、誰もが個性や能力を発揮できる社会(男女共同参画社会)を実現するために、性別にとらわれず多様性を認める社会形成を目指すことの大切さを理解する。

【指導のポイント】

1. 生徒の家庭環境について配慮する。
2. 人権とは何か、男女平等・男女共同参画を考える基盤になるものとして指導したい。

(参考) 人権について

- ・差別されない権利、平等権、(性別・人種・信条・職業等)
- ・精神や身体等の自由権
- ・生存権、教育を受ける権利などの社会権

3. 一人一人の人権が大切にされる社会の実現を理想として、その理想や現実について考えさせたい。
4. 男女共同参画社会基本法前文(※)で「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」とあるのを踏まえ、「男女共同参画社会」という言葉の意味や、示すことについて丁寧に説明したい。 ※巻末資料参照
5. 社会が目まぐるしく変化する現代社会において、今からは特に性別にとらわれることなく、誰もが「個性や能力」を発揮できる社会の実現を目指すことは重要だと、国の内外で叫ばれていることを認識させる。

【展開例】 ※1年生の学級活動や進路の時間に活用するとよい

- ①「人権とは何だろう?」と問いかけ、生徒の考えを発表させる。
教師は生徒一人一人の気持ちを大切に、意見を尊重したい。
- ②「男女共同参画」という言葉を聞いたことがあるか、生徒に問いかける。
- ③「男だから・・・女だから・・・」と言われたことがあるか、自分で「男だから、女だから」と思い込んだり、決めつけたりしてはいないか生徒に問いかける。
※①～③まで、思い込みや決めつけが、男女それぞれの生き方の選択の幅を狭めたり、固定化したりしてしまう場合があることをしっかりおさえる。
- ④「男女共同参画社会基本法 第2条、第3条」については、難しい用語もあり、生徒にはわかりやすく丁寧に説明する。また、第2条にある『男女が社会の対等な構成員』であることを保障するものとして、「人権の尊重」「個の尊重」があることをおさえる。

⑤それぞれの項目については後のページで詳しく学習するのでここでは軽くふれる程度にする。

《**違いを認め、個性を活かそう**》

趣味や嗜好ばかりではなく、考え方や感じ方受け止め方なども一人一人違っていることに気づき、違いを受け入れる大切さを知る。

《**家事の協力について**》

教材のイラストを見て、実際自分の家庭ではどうなっているかを考える。

《**男女が共に考え、共に決めよう**》

学校生活では男女とも同じように勉強し、活動しているのに、社会の現状はどうであるか考える。

《**性別に関わりなく、チャレンジしよう**》

「男だから～がいい」「女だから～が向いている」などの固定的性別役割分担意識(★)にこだわらず、自分の選んだ仕事で生き生きと暮らしている人も増えていることを知る。

《**変わりゆく社会**》

私たちを取り巻く生活環境が大きく変化してきていることを知る。

《**働く人たちを支える仕組みと課題**》

身近な人々の働き方を考える。

《**あなたのココロとカラダ**》

大切な自分を守るために必要なことは何かを考える。

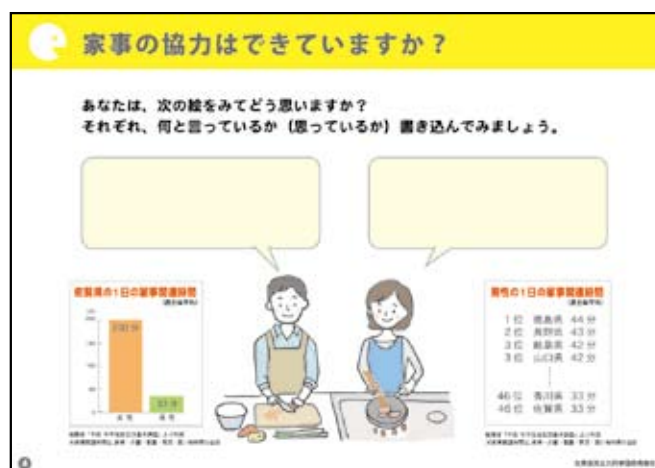
自分の意識の中にも性別に関する偏見・差別が潜むことにも気づかせたい。

★巻末用語集参照

家事の協力はできていますか？（P4）

【ねらい】

家事への固定的性別役割分担意識（★）に気づくとともに、さまざまな家事分担の在り方や考え方があることを知り、これから自分がどのようにしていきたいかを考える。



【指導のポイント】

1. 生徒の家庭環境について配慮する。
2. 展開例①②の部分では固定的性別役割分担意識に気づかせる。
3. 男性の家事時間が短いことについては、男性の長時間労働も原因の一つとして考えられる。
社会全体の問題として働き方の見直しが必要であり、家庭の状況に応じながら性別による偏りや固定性別役割分担意識をなくし、協力して心地よい家庭をつくる大切さを確認する。

【展開例】 ※1年生の道德の時間に活用するとよい

- ①教材の吹き出し部分に、自由に記入させ発表させる。その際、どの意見も尊重するような雰囲気にするよう気をつける。
- ②実際自分の家庭ではどうなっているかを考えさせる。そして、自分の家庭の家事分担について気づいたこと（家事が一部の人に集中していないか、など）を発表させる。また、友達の発表を聞き、さまざまな家事分担の在り方や考え方があることを知る。
- ③教材のデータ（佐賀県の1日の家事関連時間、男性の1日の家事関連時間）を見て、思ったことや気づきを自由に発表させ、自分の家庭の状況と併せて考えさせる。また、下記の（参考）部分について疑問を投げかけ、生徒に考えさせてもよい。

（参考）

平成18年版厚生労働白書によると、6歳未満児のいる男女の一日当たりの育児、家事関連時間は、日本の男性が0.48時間であるのに対し、アメリカ3.25、スウェーデン3.21、ドイツ3.00、イギリス2.46、フランス2.30となっている。1日のうちで、家事にかかる時間は、全国平均で男性38分、女性215分（※平成18年社会生活基本調査）。男女でかなりの「差」がある。

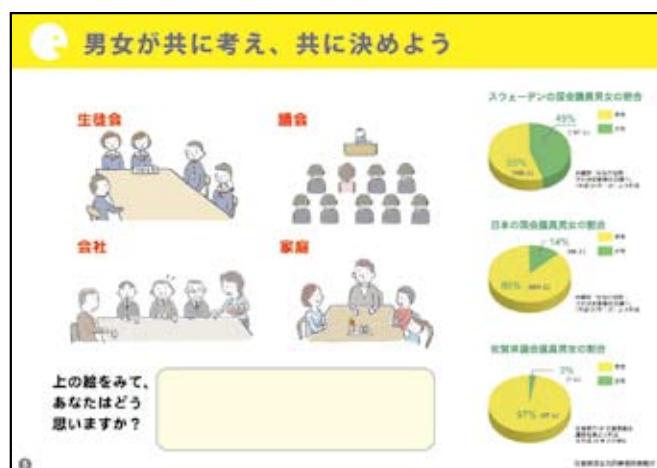
- ④学習を振り返り、今後自分はどのようにしていきたいかを考え、発表させたり書かせたりしてまとめる。

★巻末用語集参照

男女が共に考え、共に決めよう(P5)

【ねらい】

- ①物事を決める時は、性別にとわられることなくみんなと一緒に考え、責任を持って行動することの大切さを知る。
- ②男女共同参画社会へ向けて、意欲を持って生きることの大切さを知る。



【指導のポイント】

1. 生徒の家庭環境について配慮する。
2. 生徒会や学級会など、学生のころは男女同数で物事を決めていたのに、社会になると女性の比率が少なくなっていくことにもふれる。
3. 私たちの生活と結びつく重要な物事を決定するのが議会（政治）の場である。政治への不満から世界各地で大きな変動が起きた。アフリカや中東で政治に関わり市民生活向上のために貢献した3人の女性にノーベル平和賞が贈られた。先進国と途上国の両方で飛躍的に女性議員が増加しており、女性議員が占める割合は世界平均2割弱となっている。日本の歩みは世界に比べてかなり遅く女性議員占有率14%と、世界の中でも下位となっている。特に佐賀県では著しく遅れていることを理解させる必要がある。女性の意見は重視されないままでいいのだろうか？改めていく方法はないのだろうか？肝心の女性の意識は？ただ変革の時期を待つ姿勢でいいのだろうか？など教師はこれらの問題点を踏まえ、生徒に投げかけ考えさせたい。
4. 改善策として、ポジティブ・アクション(★)やクオータ制(★)を取り入れ、意思・方針決定過程への女性の参画が進んだ国々がある。
5. 男女共同参画社会へ向けて、意欲を持って生きることの大切さを認識させたい。

【展開例】 ※2年生の学級活動の時間に活用するとよい

- ①教材の絵を見て、思ったことを記入させ、発表させる。
※議会や会社の会議では、なぜ女性の比率が少ないのか、問題提起としての発表があれば重要な意見として取り上げる。
- ②学校生活の中で、生徒会や学級会において役員の男女比がどうなっているか、男女の意見は平等に活かされているか生徒に問いかける。
- ③会社の会議や議会ではどのようにして物事を決定しているのか、生徒にイメージさせる。
- ④教材の円グラフのデータについて、世界・日本・佐賀県での議員の男女の割合を比較させる。
また、女性議員が占める割合は、世界平均20%弱となっているが、日本では14%と世界の中でも下位となっており、さらに佐賀県では3%と著しく低いことを理解させる。
- ⑤④を踏まえ、物事を決定する場に女性が少ないことでどのような問題が生じるか考えさせる。
- ⑥自分の家庭で物事を決める時にはどうしているか発表させ、家族全員で話し合うことの大切さを伝える。
- ⑦物事を決める時にはどのようにしていけばいいのか生徒に考えさせる。
性別にとわられることなく誰もが自由、平等に意見を出し話し合い決定することと、自分の意見に責任を持って行動することの大切さを伝える。

性別に関わりなく、チャレンジしよう(P6)

【ねらい】

「男だから、女だから」という性別にとらわれることなく、自分自身の特性を見つめ、自己理解を深めながら、男女が共に可能性を伸ばしたり、希望に合った職業を選択し、自分らしい生き方を求める意欲を持つ。



【指導のポイント】

1. 進路学習で学んだことと重なる場面である。中学生という時期は、自分がどのように見られているか、他者の目が気になる時期でもある。ここでは自分の性格、特技、興味などを振り返り、自分の希望する職業について発表したり、友達の発表を聞いてさまざまな希望があることを知る。
2. 今までは何となく意識していた性別による職業観について、これからの自分の進路決定により考えを深めさせたい。
3. 人はそれぞれ個性がある。しかし性別によって役割や生き方などを決めてしまう意識のために、一人一人の個性が活かされない場合もある。自分の進路を考える中学生時代に、性別にとらわれず夢に向かって進むことの大切さを学びとらせたい。

【展開例】 ※1年生の学級活動や進路の時間に活用するとよい

- ① 進路の時間で学んだことを要点のみ振り返る。(自分の性格、特技、興味、夢など)
- ② 教材を見て、性別に関わりなくチャレンジした先輩の生き方について感じたことを発表させる。それぞれの先輩の吹き出し部分(現在の職業を選んだ動機や、職業に就いてから感じていること、激励のメッセージ等)を音読させてもよい。(教材で紹介している先輩になりきって、6人の生徒に読ませると臨場感があり雰囲気は盛り上がるであろう。)
- ③ 教材を読んだ後、男女の違いにこだわらず、自分がチャレンジした職業に誇りを持って働いているという視点から、先輩の生き方について考えさせられたことを発表させる。
- ④ 性別にとらわれず「なりたい自分になるために」夢の実現へ向けて、努力することの大切さと実現の可能性があることをおさえる。

変わりゆく社会(P7)

【ねらい】

少子高齢化が急速に進んでいる日本で誰もが生きやすい社会、働きやすい社会にするにはどうすればいいかを考える。

そのためにも、働き方の見直しや固定的性別役割分担意識(★)をなくし、女性にとっても働きやすい社会をつくることが重要であることに気づく。



【指導のポイント】

- 年齢別将来推計人口、共働き等世帯数の推移のグラフを見て、私たちを取り巻く社会が大きな変化を続けており、その速度も速くなっていることを知らせたい。
- 社会環境が変化し、人々の価値観が多様化する中で、男女共同参画社会が目指すものについて理解を深める。

1. 「年齢別将来推計人口のグラフ」について

少子高齢化が確実に進んでいることを実感させる。また、グラフから生産年齢人口が減っていくことを読みとり、社会を支える女性の働きが重要になっていることを知る。「男は仕事、女は家庭」というような「固定的性別役割分担意識」を変え、男性の長時間労働の見直しを進めるなど、性別・年齢を超えて誰もが働きやすい社会にしていく必要があることを知る。

2. 「共働き等世帯数の推移のグラフ」について

	男性雇用者と無業の妻からなる世帯	雇用者の共働き世帯
昭和55年	1,114万世帯	614万世帯
平成22年	797万世帯	1,012万世帯

女性の社会進出に対する意識の変化や、社会情勢の変化などが背景として考えられるが、他にどのような事が考えられるだろうか。

【展開例】

- ①年齢別将来推計人口のグラフを見て、感じたことを自由に発表させる。
- ②少子高齢化が進むとどのようなことが問題となってくるか、具体的に考えさせる。
- ③数年後、働く世代になる中学生が、少子高齢化の課題にどう取り組むか、自由な発想で提案をさせる。
(子どもの数を増やすには、元気な65歳以上の人の活用など)
- ④共働き世帯数の推移のグラフを見て、感じたことを自由に発表させる。
- ⑤グラフが逆転した平成9年度以降に目を向けさせ、どうしてこのようになったかを発表させる。
- ⑥自分が住んでいる地域や家族に目を向けさせる。
- ⑦現実を直視しながら、誰もが生きやすい世の中、働きやすい社会にすることを考えさせたい。

★巻末用語集参照

働く人たちを支える仕組みと課題(P8)

【ねらい】

誰もが安心して働き続けるために、どのような環境や仕組みが必要なのか、実態を踏まえ考える。



【指導のポイント】

1. 女性の年代別労働力率の国際比較のグラフを見て、各国のグラフの特徴を知る。
日本や韓国のデータではM字カーブがあるが、アメリカ・ドイツ・スウェーデンにはない。その理由として次のことが考えられる。

- 「仕事と子育ての両立支援が充実している」
- 「女性が働きやすい環境が整備されている」
- 「女性も働くことが当たり前という意識が社会にある」

日本の女性労働力率は、結婚、出産、子育て期に低下が著しくなっている。このことは、女性にとって社会的支援を必要としているときに、支援が受けられずに職場を離れなければならないという現実を表している。

2. 日本の現状 「育児休業取得が進まない」

平成21年の育児休業取得率は、男性1.72%、女性85.6%となっているが、第1子出産前後の女性の継続就業率は約4割となっており、出産を機に約6割の女性が退職していることに、大きな変化は見られない。

※参考：内閣府「男女共同参画社会の実現を目指して」平成23年版

その理由として

- 保育園に入りたくても定員いっぱいに入れない
- 事業所が子育て中の女性を雇用することに、積極的といえない状況
- 男性の家事・育児時間の短さや、長時間労働
などが考えられる。

(参考)

育児を積極的にする男性『イクメン』が話題となっている。2010年より厚生労働省では男性の子育て参加や育児休業取得の促進を目的とした「イクメンプロジェクト」を行っている。このプロジェクトでは、育児をすることが自分自身だけでなく、家族、会社、社会に対しても良い影響を与えるとというメッセージを発信しつつ、「イクメンとは、子育てを楽しみ、自分自身も成長する男のこと」と定義づけている。

3. 安心して働くことができるように、働く人たちを支える法律があることを知る。

(参考)

労働基準法：労働者保護を目的として、労働者が人として生活を営むために必要な労働条件の最低基準を定めた法律。賃金、労働時間、休息、休日及び年次有給休暇、安全及び衛生など多岐にわたって定められている。

男女雇用機会均等法：職場における男女の均等取扱い等を規定した法律。募集・採用、配置・昇進・教育訓練、

福利厚生、定年・退職・解雇において「労働者を性別により差別すること」の禁止などが定められている。

育児・介護休業法：育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、我が国の経済及び社会の発展に役立てることを目的としている。

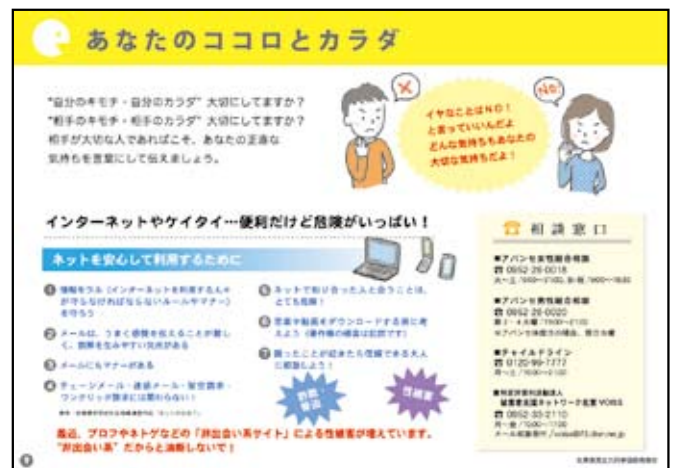
【展開例】

- ①グループを作る。
- ②女性の年齢階級別労働率（国際比較）のグラフを見て、気づいたことを発表させる。また、各国のグラフの特徴を考えさせる。
- ③M字カーブの意味と日本の現状を知らせる。
- ④働く人たちを支える法律があることを知らせる。
- ⑤変わりゆく社会で学んだ、労働人口の減少を踏まえて、誰もがともに安心して働いていくためには、どのような環境や仕組みが必要かを考えさせる。（家庭、職場、社会の在り方を通して）

あなたのココロとカラダ(P9)

【ねらい】

- ① “自分の気持ちや体を大切にする”、“相手の気持ちや体を大切にする”とはどういうことなのかを考える。
- ② より良い人間関係を築くために必要なことを知る。
- ③ インターネットや携帯電話の危険性について知る。

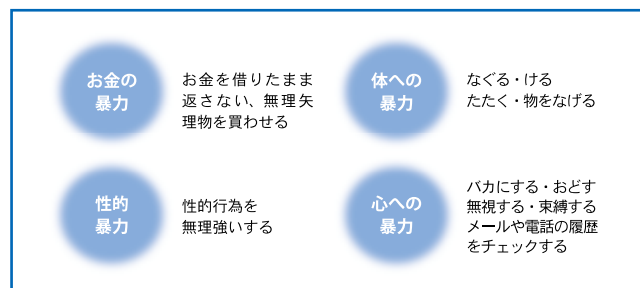


【指導のポイント】

1. 自分の気持ちを大切にすること。
 - ・どんな気持ちも大切な自分の気持ちである。
 - ・相手がどう思うかではなく、自分の気持ちがどうなのかを確認することが大切である。
 - ・自分が嫌なこと、ダメなことは“NO!”と言ってよい。

例：友達から遊びに行こうと誘われたが、用事があるので行けないと断るとき。
 「遊びに誘ってくれてありがとう。嬉しかったよ。でも、その日は用事があって、行けないの。ごめんね。」
 ※ポイントは“NO”と言うときに、自分の気持ちを一緒に伝えること。
 (アイメッセージ：私はこう思う。私はこう感じた)
2. 自分の体を大切にすること。
 - ・食事、排泄、睡眠という基本的なことは生物としての人間の体を維持するために大切である。
 - ・誰でも「性的自己決定権」を持っていて、望まない性的行為にNO！と言うのが大事である。
 - ・相手の同意のないあらゆる性的行為は性暴力である。
3. 相手の気持ちや体を大切にすること。
 - ・お互いを尊重する対等な関係をつくるのが大切である。

『デートDV』とは、恋人など親密な関係の中で、相手をコントロールするためにふるわれる暴力のこと。殴る・蹴るなどの身体的暴力と、行動を監視したり友達との付き合いを嫌がるなど、精神的に支配しようとする暴力などがある。



4. インターネットや携帯電話の危険性について
 - ※【データ】ネットのおきて(「佐賀県中学校生徒指導連盟」作成)参照
5. 中学生は心も体も不安な時期であり、一人で悩まず誰かに相談すること。

【展開例】

- ① 自分の気持ちを大切にすることはどういうことなのかを考える。
 また、ロールプレイを通して体験することも考えられる。

- ②自分の体を大切にすることはどういうことなのか、自分の生活を振り返って考える。
- ③相手の気持ちや体を大切にすることはどういうことなのか考える。
 - ・デートDVについて説明する。
- ④インターネットや携帯電話を利用する上で気をつけることを確認する。
- ⑤相談窓口があることを紹介する。

【データ】

ネットのおきて

～ 安心して利用するため～

1 情報モラルの意味を知るべし

情報モラルとは、インターネットを利用する人々が守らなければならないルールやマナーです。

3 メールなどにもマナーがあると思うべし

相手の気持ちや状態をよく考えて送信しよう。すぐに返信を求めない。
 人の悪口や誹謗中傷する書き込みは絶対にしない。
 犯罪になる悪質な書き込みの発信者は、警察などによって必ず特定されます。

5 ネットで知り合った人と会うことは非常に危険であることを思うべし

ネットの世界では、相手の顔や人柄、よい人が悪い人かは分からない。誘われても断るべきです。

7 困ったことが起きたら信頼できる大人に相談すべし

困ったことや悩み事は、家族や先生など信頼できる大人に相談しよう。

2 メールによるコミュニケーションには…落とし穴があると思うべし

メールでは、うまく感情を伝えることが難しく、誤解を生みやすい欠点があります。
 自己中心的な送信になりやすい。
 言いたいことを気楽に発信できるが、相手にどう伝わるかあまり考えない傾向が強い。
 自己中心的な受信（受け止め方）になりやすい。
 自分の都合のよいメッセージはよりよい方に、悪いメッセージはより悪い方に受け止める傾向が強い。

4 チェーンメール・迷惑メール・架空請求・ワンクリック請求には関わらざるべし

これらのほとんどはウソ・デタラメです。
 発信者に自分の情報を送信しない。
 （氏名・住所・TEL・メールアドレス・学校名・写真など）

6 著作権侵害は犯罪である

音楽や動画をダウンロードする前に考えよう。

(´▽`) ホッ



違いを認め、個性を活かそう(P10)

【ねらい】

- ①性格や関心などの自分の特徴を知り、人との違いを「個性」としてとらえ、自己肯定感・自己尊重感を高める。
- ②性別にとらわれずに生き方や将来の職業を考えるきっかけをつくる。



【指導のポイント】

1. 自分らしさを知る。
2. 「女だから、男だからこうあるべき」などと思い込んでいないか、自分自身の振り返りをする。その中で、「女らしさ」とか「男らしさ」という、社会的につくられた性差に縛られて自分を見ていなかったかを考えさせたい。(家庭で、学校で、地域で、社会でそのような思い込みをさせられていなかったか)
3. 自分の特徴を知り、その特徴がどんな機会に活かされるのか、そして将来の自分の夢の実現にどうすればいいのかを考えさせる。
4. 「自分らしくある」と「自己中心」は同じではなく、ルールを守りながら、個性を活かしていくことが大切であると知らせたい。
5. 一人一人に個性があり、それぞれの違いを受け入れ、尊重することの大切さを知る。

【展開例】

- ①「女らしい」「男らしい」と思っていることを自由に発表させる。
- ②小さいころから今までのことを思い出し、「女だから」とか「男だから」と言われ、行動や発言を制限されたことはなかったか考えてみる。
(例) 女は大きな口を開けて笑ってはいけない、男は赤い服を着てはいけない、男だから泣いてはいけない、料理は女がするものなど。
- ③自分自身の思い込みで、自分はできないと思っていることはないか、どんな自分になりたいか、自分は何が好きなのか、自分自身の振り返りをさせる。
- ④「自分らしくある」と「自己中心」はどこが違うのか考えさせる。
- ⑤「なりたい自分になるために」の学習を終えて、自分の生き方や職業観がどのように変化してきたのかを教材の『学習を終えて』の欄に書かせ発表させる。
- ⑥これからは性別にとられることなく、誰もが自分の「個性や能力」を活かして、自己実現できるような社会を目指し、共に生きることが大切だということを強調してまとめる。

●アンペイドワーク

無償労働。賃金、報酬が支払われない労働や活動のこと。具体的には、主に女性が担っている家庭内での家事・育児・介護、農林水産業・商工自営業の家族労働など。

●M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

●女性のエンパワーメント

女性が自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、文化的な力をつけるとともに、それを発揮し、行動していくことをいう。第4回世界女性会議の北京宣言および行動要領では、この「女性のエンパワーメント」が真の男女平等を達成する上で不可欠なキーワードであることが示されている。

●クオータ制

議会や審議会など公的機関や政党などで、構成する人員の性別が一方に偏らないように、一定の枠を割り当てる制度のこと。北欧諸国を中心に広がり、ノルウェーのクオータ制では、すべての審議会・委員会・評議会でも一方の性が40%以下となつてはならないと定めている。

●固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

●ジェンダー (gender)

人間は生まれつきの生物学的性別（セックス /sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー /gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

●ジェンダー・イクオリティ (gender equality)

両性の社会的平等。性別役割を超え、両性間にある不均衡な力関係の解消された状態。

●ジェンダー・バイアス (gender bias)

後天的につくられた社会的性差（男らしさ・女らしさ）などによってうまれる認知の歪み、決めつけ、思いこみなど。また、性による区別や男女の非対称的な扱い。

●性的自己決定権

女性の人権として提起されてきた重要な概念であり、性的自由の基礎となる概念。人は誰でも人間として尊重される権利を持ち、誰からも性的行為を強要されてはならない。女性の「NO」は「NO」であり、性的行動を自分で決める権利をもつ。

●セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要など、様々な態様のものが含まれる。セクハラが発生した場合、そのセクハラのために勤務環境が害されたり、被害職員が職場において不利益を受けたりすることが考えられ、改正男女雇用機会均等法では「事業主は、職場におけるセクハラをなくすため必要な対策をとらなければならない。」と定めている。

●ポジティブ・アクション

積極的改善措置。社会的・構造的な差別によって、現在不利益をこうむっている集団（女性や人種的マイノリティー）に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会等を実現することを目的とした、暫定的な措置。

●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

女性が自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利をいう。1994年カイロで開催された国連の国際人口・開発会議において提唱された考え方で、男女が共に持つ権利だが、とりわけ女性の重要な人権とされている。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由等が含まれる。

●ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のこと。

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第26条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その

他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努

めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。